

2022 (R4) 年2月7日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.22

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

合格！：日弁連 事務職員能力認定試験

法律事務所で働くスタッフの仕事は、書類の作成や弁護士の秘書業務など多岐にわたっており、さまざまな知識と能力が求められます。



そこで日本弁護士連合会（日弁連）では、法律事務所や企業などで弁護士を補佐している事務職員を対象とした研修と能力認定試験を実施していますが、このたび当事務所スタッフが、昨年行われた第13回認定試験に初挑戦で無事合格しました。本人宛の通知書によると、成績は58点/60点（惜しくも2問間違えました・・・）、順位は20位/375人という好成績でした。

ちなみに彼女は栄養士資格と調理師免許をもっています。通常の業務をこなしながらの試験勉強が大変でしたが、その努力が実りました。私の心強いパートナーです。

え？、どんな問題が出るのかって？ 日弁連のホームページに過去の出題が出ていますので一度ご覧になってください。なかなか難しいですよ。

法律相談：離婚に際して父親に親権が認められた事例

離婚に伴い親権が争われた事例で、当事務所は父親側代理人として関わること

となりました。離婚裁判となったところ、2人の子のうち1名について父親に親権が認められる判決がなされました。

ア 裁判上の離婚の場合、裁判所が父母の一方を親権者と指定します（民法819条2項）。

イ 父母のいずれを親権者とするか、法律上は、子の福祉の観点から決定するとされています。

具体的には、監護意思、監護能力、監護補助者の有無やその状況、監護の継続性等を考慮して判断されるものです。

言うまでもなくこの判断は非常に難しく、制度上は、家庭裁判所調査官によって子への聴き取り等が実施され、その専門的立場から裁判官に意見を述べる仕組みが設けられています。裁判所はこの調査官の意見も踏まえて、子にとって最善の結論が何であるかを考えていきます。

この点、私の経験上「一般的には、母親が親権者として定められることが多い」という印象です。母親が主体となってきめ細かく子どものお世話をしている実態があり、それゆえに母と子の結びつきが強いことが背景にあります。

そこで、父親に親権が認められるためには、同居期間中から母親と同じように積極的に育児や家事を営み、子との結びつきを十分に形成していることが望ましいと言えます。

ウ 本件でも、父親と母親のいずれもが子どもをととても大切に思っており、どちらを親権者にするか判断が容易ではない事案でした。

エ 大好きなお父さんやお母さんと離れることは子どもにとってつらいことであり、これからの子どもたちのケアもまた重要となります。

